

マイナンバー

マイナンバーは、日本に住む人みんなが持っています。
日本人も外国人もマイナンバーを持ちます。

マイナンバーを個人番号と呼ぶときもあります。
1人1つの番号です。

住所が変わっても番号は変わりません。

社会保障、税金、災害があったときなどに使います。

通知カードまたは個人番号通知書にマイナンバーが書いてあります。

失くしてしまってマイナンバーが必要な人は市役所に聞いてください。

MY NUMBER
=個人番号



◆マイナンバーを使うとき(例)



・子どもを育てるとき(児童手当をもらうときなど) ・アルバイトを始めるとき

・日本⇄外国でお金を送るとき ・税金の手続き、働くとき

◆マイナンバーカード(個人番号カード)とは

・身分証明書※として使うことができます。

・マイナンバーカードをもらうためには、市役所かインターネットで
手続きをしてください。(0円)

・マイナンバーカードをもらっても在留カード、
特別永住者証明書などは捨てないでください。

※身分証明書…あなたがあなただということを他の人に教えるもの。顔の写真がある国や
市が作ったもの。例えば、在留カード、特別永住者証明書、運転免許証、
マイナンバーカード、パスポート。



12の数字

◆注意

・マイナンバーカードと在留カードの期限はおなじです。在留期間を長くするときは、
はじめに福岡出入国在留管理局で在留カードの手続きをします。そのあとに、市役所で
マイナンバーカードの手続きをします。

・カードに書いてあること(住所など)が変わったときは、市役所で手続きをしてください。

・必要なとき以外はマイナンバーを他の人に教えないでください。

マイナンバーに関する問い合わせ

電話(English, 中文, 한국어, Español, Português, ภาษาไทย, नेपाली,
Bahasa Indonesia, Tagalog.)

・マイナンバー制度について: 0120-0178-26 (電話料 0円)

・通知カード、マイナンバーカードについて: 0120-0178-27

電話(日本語): 0120-95-0178 (電話料 0円)

マイナンバーカード 総合サイト: <https://www.kojiinbango-card.go.jp/>



English, 简体中文,
繁体中文, 한국어,
Español, Português